

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年10月31日 |
| 【会社名】 | 株式会社デジタルガレージ |
| 【英訳名】 | Digital Garage, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役CEO 林 郁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 |
| 【電話番号】 | 03(6367)1111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 コーポレートストラテジー本部 管掌 曾田 誠 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 |
| 【電話番号】 | 03(6367)1111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 コーポレートストラテジー本部 管掌 曾田 誠 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年9月30日付けをもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、訂正すべき事項及び平成26年10月31日に確定した事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

・株式会社デジタルガレージ 第12回新株予約権

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

・株式会社デジタルガレージ 第13回新株予約権

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正内容】

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

・株式会社デジタルガレージ 第12回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

50,000個

上記の数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の総数と致します。

(訂正後)

50,000個

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

92,000,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、1,840円と致します。

(後略)

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額と致します。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、1株当たり920円と致します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、1株当たり920円と致します。

株式会社デジタルガレージ 第13回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

68,800個

上記の数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の総数と致します。

(訂正後)

63,600個

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

117,024,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は当社普通株式1株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は、当社普通株式68,800株と致します。

(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は当社普通株式1株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は、当社普通株式63,600株と致します。

(後略)

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、1,840円と致します。

(後略)

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額と致します。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、1株当たり920円と致します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、1株当たり920円と致しません。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

| | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 当社の執行役員 | 4名 | 3,800個 |
| 当社の従業員 | <u>226名</u> | <u>64,300個</u> |
| 当社子会社の取締役 | 1名 | 600個 |
| 当社子会社の従業員 | 1名 | 100個 |

(訂正後)

| | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 当社の執行役員 | 4名 | 3,800個 |
| 当社の従業員 | <u>202名</u> | <u>59,100個</u> |
| 当社子会社の取締役 | 1名 | 600個 |
| 当社子会社の従業員 | 1名 | 100個 |

以上